旅費に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

平成１１年０６月０４日　制定
令和０５年０３月１６日　改訂

旅費に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）の役職員に対し支給する旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）
第２条　この規程において出張とは、職員が一時その在勤場所を離れて、市民会議の業務のために旅行することをいう。

（出張命令）
第３条　出張は、事務局長については専務理事、その他の職員については事務局長の旅行命令によって行わなければならない。ただし、海外出張については理事長の命令によるものとする。

（旅費の種類）
第４条　旅費の種類は、次の各号に掲げるものとする。
（１）交通費
（２）日当
（３）宿泊料

（旅費の支給方法）
第５条　旅費は、精算払いまたは仮払いにより、支給する。
２　概算払いにより旅費の支給を受けた者は、当該出張の完了後速やかに精算しなければならない。

（交通費の算定）
第６条　交通費の支給は実費とする。概算払いの場合の交通費の算定は、合理的かつ経済的な方法で行う。なお、精算払いの場合にも、これを超えて支給することはできない。

（日当および宿泊料）
第７条　日当および宿泊料については、別表１に定める定額を支給する。

（旅費算定の特例）
第８条　海外出張の場合については、この規程の限りではない。

（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］
１．この規程は、平成１１年６月４日から施行し、平成１１年４月１日に遡って適用する。
２．この規程は、市民会議の役職員に対し、旅費を支給する場合に準用する。ただし、旅行命令の権限については別に定める。
３．令和５年３月１６日に理事会にて、第１条の文言修正、第７条（別表１）追記、第１０条の文言追記を改訂し、同日より適用する。

（別表１）　日当および宿泊料

（単位：円）

区　　分	日　当（１日につき）			宿泊料
	県内	四国島内	四国島外	
１泊２日以上	1,000	1,500	2,000	10,000
１日	0	1,000	1,500	